

平成30年(2018年)月日

保 護 者 様

甲賀市立甲南中学校  
校長 宮治 喜代司

## インフルエンザに罹患した時の出席停止届出について

学校保健安全法第19条の規定により、裏面の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の罹患証明書に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。

インフルエンザについてのみ、昨年から、下記の提出物2点を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。

記

○提出物：①インフルエンザ罹患報告書（保護者記入用）…保護者による記入と印が必要。

②インフルエンザでの受診がわかるもの…医療機関から発行されるもの  
(例：処方された薬の説明などの写でもよい)

○注意事項：・インフルエンザと診断されたら、まず学校に連絡をしてください。

- ・インフルエンザの出席停止期間は、「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」になっていますが、症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。
- ・上記提出物①②が提出されない場合は、欠席となります。
- ・保護者からの報告による出席停止は、インフルエンザのみの対応です。他の疾患については、今まで通り必ず医療機関で証明をいただいてください。

きりとり

### インフルエンザ罹患報告書

甲賀市立甲南中学校 年 組名前

\* 疾病名 インフルエンザ 型

\* 発症日 年 月 日 ( )

\* 出席停止期間

年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )までの 日間

\* 受診日 年 月 日 ( )

\* 受診医療機関名

上記の通り報告します。

年 月 日

保護者名 印

●医療機関から発行される、インフルエンザでの受診がわかるもの（写でもよい）を添付してください。

## 学校保健安全法の規定による出席停止期間

感 染 症 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻 痹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(あたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 痘（三日はしか）	発疹が消失するまで
水 痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（カサブタになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結 核 隹膜炎菌性隹膜炎 腸管出血性大腸菌感染症	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎 など	
その他の感染症  流行性嘔吐下痢症、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟屬腫（水いぼ） アタマジラミ、伝染性膿痂疹(とびひ)、ヘルパンギーナ など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

なお、このプリントはご家庭で保管いただき、万が一お子さまがインフルエンザに罹患された時に、表面の、切り取り以下の「**インフルエンザ罹患報告書**」をご提出ください。

学校のホームページから「**インフルエンザ罹患報告書**」をダウンロードしていただいてもかまいません。